

訴訟上の和解について

平成26年7月2日、名古屋市立昭和橋中学校の第2学年男子生徒が、保健体育の授業中、教諭の指導の下にプールへの飛び込みを行ったところ、プールの底に頭部を打ちつけ、脊髄損傷による両上肢機能全廃等の障害を負いました。この事故に関して提起された訴訟につき、裁判所の勧告に従い和解が成立する見込みです。

本件和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を得る必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和元年6月6日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

記

1 経緯

平成26年7月2日 本件事故発生

[Redacted text block]

平成29年5月19日 原告らが名古屋地方裁判所に提訴

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

令和元年7月8日 和解期日（予定）

2 和解議案

別紙のとおり

(案)

令和元年第 号議案

訴訟上の和解について

下記のとおり、訴訟上の和解を行うものとする。

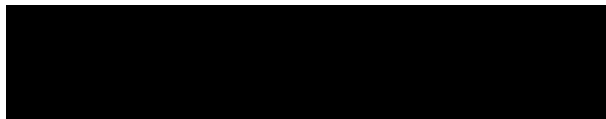
令和元年 6 月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 当事者、事件番号及び事件名

原告



被告 名古屋市

名古屋地方裁判所平成29年（ワ）第2203号

損害賠償請求事件

2 和解条項の骨子

- (1) 被告は、原告らに対して、和解金として金 218,550,000 円を支払う。
- (2) 原告らは、その余の請求を放棄する。

(理 由)

この案を提出したのは、本件訴訟に関し、裁判所の勧告に従い訴訟上の和解をする必要があるによる。

(参 考)

事件の概要

平成26年7月2日、名古屋市中川区八剣町1丁目9番地の名古屋市立昭和橋中学校の第2学年生徒であった原告■■■■■(本件当時13年)は、保健体育の授業中、教諭の指導の下にプールへの飛び込みを行ったところ、当該プールの底に頭部を打ちつけ、脊髄損傷による両上肢機能全廃等の障害を負った。

この事故について、原告らは平成29年5月19日名古屋地方裁判所に対し本市を被告として損害賠償請求の訴えを提起し、審理がなされてきたが、裁判所の勧告により、このたび、訴訟上の和解が成立する見込みとなった。